

問診項目質問票

(健診結果の取り込みには下記の間診項目が必要となりますので、ご回答をお願いいたします。)

事業所名 _____

カガナ

お名前 _____ 様 (被保険者証記号 _____ 番号 _____)

問診項目の確認(※該当に☑を記入してください)	
既往歴	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり (_____)
服薬歴	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> 血圧を下げる薬
	<input type="checkbox"/> コレステロール又は中性脂肪を下げる薬
喫煙歴	<input type="checkbox"/> 血糖を下げる薬
	<input type="checkbox"/> 吸っていない
	<input type="checkbox"/> 習慣的に吸っている ※「習慣的に吸っている」とは、下記の条件 1 と条件 2 を両方満たしていることです。 条件 1：最近 1 か月間吸っている 条件 2：生涯で 6 か月間以上吸っている、又は合計 100 本以上吸っている
自覚症状 (本人が自覚する症状)	<input type="checkbox"/> 以前は吸っていたが、最近 1 か月間は吸っていない ※上記の条件 2 のみを満たしていることです。
	<input type="checkbox"/> なし
他覚症状 (医師から言われた症状)	<input type="checkbox"/> なし
	<input type="checkbox"/> あり (_____)
健診時の採血時間	<input type="checkbox"/> あり (_____)
	<input type="checkbox"/> 食後 10 時間以上 経過後に採血を行った <input type="checkbox"/> 食後 3.5 時間以上 10 時間未満 経過後に採血を行った ※HbA1c 検査を実施せず食直後(食事開始時から 3.5 時間未満)の血液検査の場合健診結果の登録ができません。

• 健診結果票に記載がない場合は、ご記入ください。

身長	_____	cm	体重	_____	kg
腹囲	_____	cm			

～質問項目は以上です。ご回答ありがとうございました。～

【裏面も必ずご覧ください】

【定期健診結果データの提供について】

「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条および「健康保険法」第150条において、保険者（協会けんぽ）は事業主等に対して健診結果の写しを提供できるよう求めることができます。また、提供を求められた事業主等は健診結果の写しを提供しなければならないことが規定されています。

事業主が健診結果の写しを保険者に提供することは、個人情報保護に関する法律に抵触するものではありません。

なお、特定健康診査項目以外の健診結果については、協会けんぽにおいて登録はいたしません。

また、ご提供いただきました健診結果の写しについては、特定健康診査結果を登録後、適宜廃棄させていただきます。

【特定保健指導について】

協会けんぽでは、保健師・管理栄養士が事業所をご訪問もしくはWebで、健診結果等により、生活習慣病のリスクのある方を対象に、無料で健康サポート（特定保健指導）を行っています。

《メリット》

- ・自分の健康診断結果の見方がわかる
- ・自分の生活習慣の改善方法が見つかる
- ・日々の取り組みを行うことで、生活習慣病の予防や改善につながる

《対象者》

40歳以上で、腹囲が85cm以上（男性）・90cm以上（女性）の方

又は、BMIが25以上で、次のいずれかに該当する方（服薬等治療中の方は除きます）

①血糖・・・空腹時血糖、随時血糖※ 100mg/dl以上 又は HbA1c (NGSP 値) 5.6%以上

※食事開始から3.5時間以上経過していること

②脂質・・・中性脂肪 150mg/dl以上（やむを得ない場合は随時中性脂肪 175mg/dl以上） 又は HDL コレステロール 40mg/dl 未満

③血圧・・・収縮期血圧 130mmHg以上 又は 拡張期血圧 85mmHg以上

【保健指導に関する個人情報の共同利用について】

協会けんぽでは、保健師・管理栄養士が事務所をご訪問し、健康サポート（特定保健指導）を行うにあたり、個人情報（保健指導対象者のお名前）について、事業所にお知らせする際にそれらの情報を共同利用します。

「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）～抜粋～

第二十七条

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等（厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供できるよう求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

「健康保険法」（大正11年法律第70号）～抜粋～

第五十条

2 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要であると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断（特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。）を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者をいう。以下この条において同じ。）又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供できるよう求めることができる。

3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。